

平成 25 年 4 月 30 日策定
平成 27 年 4 月 17 日改定
財 務 省

財務省行政事業レビュー外部有識者会合の設置について

- 1 「行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）に基づき、外部の視点を活用した行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）の実施に取り組むため、財務省行政事業レビュー外部有識者会合（以下「会合」という。）を設置する。
- 2 会合の外部有識者は複数名とし、財務省行政事業レビュー推進チームが選任するものとする。
- 3 会合は、以下の取組を行う。
 - (1) 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整
 - (2) 財務省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出
 - (3) 財務省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善に関する意見の提出（行政事業レビューシート最終公表後）
- 4 会合の庶務は、関係部局の協力を得て、大臣官房会計課において処理する。